

ブロック塀等撤去助成制度

三鷹市では、ブロック塀等の倒壊による災害の発生を防止することを目的として「ブロック塀等撤去助成制度」を設けています。

ぜひこの制度をご活用いただき、緑と水の公園都市三鷹の安全安心なまちづくりにご協力ください。

■ 助成内容 ■

工事種別	助成内容
ブロック塀等の撤去	1 mあたり 10,000 円を限度 延長上限は 30m ※ブロック塀撤去後、当該地を適正に管理してください。

※接道部緑化に対する助成制度もあります。

■ 助成要件 ■

※職員が現地を確認させていただきます。

- ・ 工事着手前に申請書をご提出ください。
- ・ 撤去の場所が道路に面していること。
- ・ ブロック塀等の高さが1.2m以上であること。
- ・ 撤去の延長は、2m以上であること。
- ・ 安全性に問題があるブロック塀等又は傾き、ひび割れ等の劣化が発生しているブロック塀等で、地震時に倒壊の危険性があるもの。
- ・ 撤去後、安全性が確保されること。
- ・ 移転補償等の対象となっていないこと。

三鷹市役所 都市整備部 緑と公園課

0422-29-9789（直通）

三鷹市役所 都市整備部 建築指導課

0422-29-9746（直通）

■ 助成手続きの流れ ■

※工事開始前に「ブロック塀等撤去助成金交付申請書」の提出が必要です。

「ブロック塀等撤去助成金交付申請書」を提出してください。
(現況写真を添付してください)



現地の調査を行います。



調査の結果をお知らせします。
助成が可能な場合には必要書類をお渡しします。



工事開始



工事完了



「ブロック塀等撤去工事完了報告書」及び
必要書類(完了時の写真、領収書等)を提出してください。



現地調査



指定の銀行へ所定の金額を振り込み